



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

## 1 落札に係る役務

長野県庁舎等清掃作業委託

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

## 3 落札者を決定した日

平成17年3月25日

## 4 落札者の名称及び住所

(1) 名称 株式会社キヨウワ・コーポレーション

(2) 住所 栃木県宇都宮市元今泉四丁目8番22号

## 5 落札金額

29,400,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

平成17年2月10日

管財課

## 公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

## 1 試験日時

平成17年8月4日(木) 午前9時40分から午後0時10分まで

## 2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市大字跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎(伊那市大字伊那3497)
飯田市	長野県飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)
豊科町	長野県南安曇庁舎(南安曇郡豊科町大字豊科4960-1)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2)

## 3 試験の区分

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

## (2) 実地試験(筆記方式)

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

## 5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

## 6 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真1枚(出願前6ヶ月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル横4.5センチメートルのもの)

## (2) 受験手数料

受験手数料(10,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないでください。)納付してください。

## (3) 受付期間

平成17年6月1日(水)から6月17日(金)までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成16年6月17日までの消印があるものに限り受け付けます。)

## (4) 受付場所

ア 長野県外居住者

長野県衛生部薬務課(県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要)

イ 長野県内居住者

次の表に掲げる最寄りの保健所又は保健所支所

名 称	所 在 地
佐久保健所	佐久市跡部65-1
佐久保健所小諸支所	小諸市甲上野岸3354-6
上田保健所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健所	伊那市伊那3469
飯田保健所	飯田市追手町2-678
飯田保健所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1
木曾保健所	木曾郡木曾福島町2757-1
松本保健所	松本市島立1020
松本保健所豊科支所	南安曇郡豊科町豊科4960-1
大町保健所	大町市大町1058-2
長野保健所	長野市中御所岡田98-1
長野保健所須坂支所	須坂市須坂山崎812-2
長野保健所千曲支所	千曲市桜堂268-1
北信保健所	飯山市静間町尻1340-1
北信保健所中野支所	中野市中央1-4-19
長野市保健所	長野市若里6-6-1

## (5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## (6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません

ん。

イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

## 7 合格発表

平成17年9月5日(月)午前9時に長野県内の保健所(長野市保健所を含む。)及び保健所支所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

## 8 その他

- (1) 受験願書に記載していただく個人情報は、毒物劇物取扱試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、その試験の実施以外の目的で利用等をすることはありません。
- (2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部薬務課又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に行ってください。

**薬務課**

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

長野県産業廃棄物実態調査業務委託

- (2) 役務の特質

入札説明書によります。

- (3) 履行期間

契約締結日から平成18年1月31日まで

- (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物に関する知識を有し、かつ、過去3年以内に、都道

府県が行う産業廃棄物実態調査又は廃棄物に関する全県的な調査の受託実績を有すること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県生活環境部廃棄物対策課

電話 026(235)7187

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年5月12日(木) 午前10時

イ 場所 長野県庁 議会棟403号会議室

- (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (6) 契約書作成の要否

必要です。

- (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

**廃棄物対策課**

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年4月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 自然文化国際交流協会

## 3 代表者の氏名

吉川 英男

## 4 主たる事務所の所在地

長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字蓼科牧場北437番地5

## 5 定款に記載された目的

この法人は、自然文化(世界のあらゆる文化、技術のなかで地

球、生物、人間に優しいもの、自然の原理に沿ったものをいう)の研究、啓発、振興及び普及を図り、自然文化を主題として、国際協力及び交流を推進するとともに、一般の青少年や成人に対して、環境教育、自然体験、平和教育、環境共生生活(エコロジーライフ)及び、エコロジー産業の普及を促進し、サステイナブル社会(自然循環型継続可能社会)の実現に、寄与することを目的とする。

## 生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 子ども・青年と共に歩む長野の会

3 代表者の氏名

桜田百合子

4 主たる事務所の所在地

長野県上田市大字八木沢1418番地17

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや青年の自立を共に担うとともに、高齢者及び障害児等社会的弱者を含む全ての市民に対し、支援を必要としている人たちの福祉増進、権利擁護の関する支援体制を構築しつつ、それらに関する事業を実施し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年4月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 高齢者ケア情報センター

3 代表者の氏名

倉澤忠

4 主たる事務所の所在地

松本市大字島内3305番地

5 定款に記載された目的

この法人は、現世代及び次世代の県、県民の社会形成に関わる

高齢化、過疎地化に対応し、防災、防犯対策等、高齢者を対象に、新たに社会的意義の重要性の認識をもって、新しい時代に相応し、高齢者と対話をどうして親善を図り人生のパートナーシップとしての役割を築き、高齢者が安心して生活出来るような地域社会を構築し、地域密着型活動の推進を図る活動に寄与することを目的とする。

## 生活文化課NPO活動推進室

## 公告

平成17年度職業訓練指導員試験を次のとおり行います。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

1 試験を実施する免許職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

時計科

(2) 学科試験のみを実施する免許職種

(実技試験の全部が免除される者に限る。)

機械科 電子科 光学ガラス科 光学機器科

(3) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

(実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年厚生労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる免許職種のうち(1)及び(2)に掲げる免許職種を除くもの

2 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成17年8月6日(土)

イ 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門校

(2) 実技試験

ア 期日 平成17年8月10日(水)

イ 場所 塩尻市塩尻町390 セイコーエプソン株式会社塩尻事業所

3 受験資格

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第3項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書、履歴書及び写真(申請前6か月以内に撮影した正面脱帽の上半身像で、縦4cm横3cmのもの)

イ 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けようとする者にあっては、省令第47条に規定する書面

(2) 申請書類の提出期間

平成17年6月6日(月)から6月17日(金)まで(郵送による場合は、平成17年6月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(3) 申請書類の提出先

長野県商工部 就用・人財育成課 産業人財育成ユニット

長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3F

(郵便番号 380-0928)

(郵送による場合は、書留とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書」と朱書すること。)

## (4) 受験手数料

受験手数料（実技試験15,800円、学科試験3,100円）は、長野県収入証紙により（受験申請書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## (5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

## 5 合格発表

平成17年9月2日（金）に長野県庁及び技術専門校の掲示板に掲示するほか、合格者には直接通知し、長野県ホームページでも掲載する。

## 6 その他

- (1) 受験申請書用紙及び受験案内は、長野県商工部雇用・人財育成課産業人財育成ユニット及び技術専門校で交付する（郵送により交付を請求する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書用紙（受験案内）請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封すること。）
- (2) この試験についての問い合わせは、長野県商工部雇用・人財育成課産業人財育成ユニットに行うこと。

雇用・人財育成課

## 公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、佐久穂町役場において縦覧に供します。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

## 農業振興地域の区域の変更（統合）

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
佐久町農業振興地域	佐久町	3,713
八千穂農業振興地域	八千穂村	3,230

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
佐久穂農業振興地域	佐久穂町	6,943

農政課

## 公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、佐久市役所において縦覧に供します。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

## 農業振興地域の区域の変更（統合）

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
佐久農業振興地域	佐久市	14,540
臼田農業振興地域	臼田町	3,176
望月農業振興地域	望月町	7,926
浅科農業振興地域	浅科村	1,663

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
佐久農業振興地域	佐久市	27,305

農政課

## 公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、中野市役所において縦覧に供します。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

## 農業振興地域の区域の変更（統合）

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
中野農業振興地域	中野市	5,619
豊田農業振興地域	豊田村	3,424

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
中野農業振興地域	中野市	9,043

農政課

## 公告

地方卸売市場等に関する条例（昭和46年長野県条例第55号）第13条の規定により、地方卸売市場における卸売の業務の廃止について次のとおり届出がありました。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

## 1 卸売業務の廃止に係る地方卸売市場の名称及び所在地

- (1) 名称 マルジルシ地方卸売市場
- (2) 所在地 須坂市大字高梨250番地

## 2 卸売業務の廃止に係る卸売業者の名称及び本店所在地

- (1) 名称 株式会社長印須坂青果市場
- (2) 所在地 須坂市大字高梨250番地

## 3 廃止年月日

平成17年4月19日

園芸特産課

園芸特産課

**公告**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第65条第1項の規定により、同法第55条の規定による地方卸売市場開設の許可を次のとおり取り消しました。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 開設許可の取消しに係る地方卸売市場の名称及び所在地
  - (1) 名称 マルジルシ地方卸売市場
  - (2) 所在地 須坂市大字高梨250番地
- 2 開設許可の取消しに係る地方卸売市場の開設者の名称及び本店所在地
  - (1) 名称 株式会社マルジルシ
  - (2) 所在地 須坂市大字高梨250番地
- 3 取消し年月日  
平成17年4月19日

園芸特産課

**公告**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定により、地方卸売市場の開設を次のとおり許可しました。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 開設の許可に係る地方卸売市場の名称及び所在地
  - (1) 名称 長印須坂地方卸売市場
  - (2) 所在地 須坂市大字高梨250番地
- 2 開設の許可に係る開設者の名称及び本店所在地
  - (1) 名称 株式会社長印須坂青果市場
  - (2) 所在地 須坂市大字高梨250番地
- 3 許可年月日  
平成17年4月19日

園芸特産課

**公告**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、地方卸売市場において卸売の業務を行う者を次のとおり許可しました。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 卸売業務の許可に係る地方卸売市場の名称及び所在地
  - (1) 名称 長印須坂地方卸売市場
  - (2) 所在地 須坂市大字高梨250番地
- 2 卸売業務の許可に係る卸売業者の名称及び本店所在地
  - (1) 名称 株式会社長印須坂青果市場
  - (2) 所在地 須坂市大字高梨250番地
- 3 許可年月日  
平成17年4月19日

**公告**

県営塩川地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類  
県営塩川地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成17年4月26日から5月27日まで
- 3 縦覧の場所  
小県郡丸子町役場

土地改良課

**公告**

保育士試験を次のとおり行います。

平成17年4月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 試験期日
  - (1) 筆記試験 平成17年8月3日（水）から8月4日（木）まで
  - (2) 実技試験 平成17年10月15日（土）
- 2 試験会場
  - (1) 筆記試験 長野市三輪8-49-7 長野県短期大学
  - (2) 実技試験 千曲市大字屋代1000 長野県屋代高等学校
- 3 試験の日程及び科目

期日	科目	時間
8月3日 (水)	社会福祉	午前9時30分から 午前10時30分まで
	児童福祉	午前11時から正午まで
	発達心理学及び精神保健	発達心理学：午後1時から 午後1時30分まで
		精神保健：午後2時から 午後2時30分まで
	小児保健	午後3時から午後4時まで
8月4日 (木)	小児栄養	午前9時30分から 午前10時30分まで
	保育原理	午前11時から正午まで
	教育原理及び 養護原理	教育原理：午後1時から 午後1時30分まで
		養護原理：午後2時から 午後2時30分まで
	保育実習理論	午後3時から午後4時まで
10月15日 (土)	保育実習実技 (音楽、絵画制作、言語)	午前9時から（絵画制作は45分間、音楽及び言語は1人当たり約10分間）

（注）保育実習実技は、8月3日及び8月4日に実施する筆記試験の全科目的得点が満点の6割以上の点数に達した者のみを対象に行い、受験者が音楽、絵画制作及び言語の中から2科目を選択することとします。

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を含む。以下同じ。）に2年以上在学して62単位以上修得した者若しくは高等専門学校を卒業した者又は次のいずれかに該当する者
  - ア 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、平成18年3月31日までに62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - イ 学校教育法による高等専門学校の最終学年に在籍している者であって、平成18年3月31日までに卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - ウ 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又はこれらの専攻科の最終学年に在学している者であって、平成18年3月31日までに卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - エ 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、平成18年3月31日までに卒業することが見込まれる者であるとこれらの学校の長が認めた者
  - オ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者
- (3) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者
- (4) 平成3年3月31において、次のいずれかの条件を満たした者
  - ア 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
  - イ 満18歳に達した後、児童福祉施設において3年以上児童の保護に従事した者
- (5) 平成8年3月31までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、適当な資格を有すると認定した者

## 5 試験科目の一部免除

平成15年1月1日以降に行われた保育士試験において合格した科目又は厚生労働大臣の指定する学校若しくは施設において専修した科目については、申請によりこれらの科目の試験を免除します。

また、幼稚園教諭の普通免許（臨時免許を除く。）取得者にあっては、申請により「発達心理学及び精神保健」の発達心理学、「教育原理及び養護原理」の教育原理及び保育実習実技の試験を免除します。

## 6 受験手続等

## (1) 提出書類

- ア 保育士試験受験申請書
- イ 4の受験資格を有することを証明する書類
- ウ 試験科目の一部免除を申請しようとする者にあっては、一部免除に係る証明書類

## (2) 提出期間

平成17年5月20日（金）から6月2日（木）まで（郵送の場合は、平成17年6月2日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

## (3) 提出場所

長野県教育委員会こども支援課  
県庁専用郵便番号 380-8570  
所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

## (4) その他

ア (1)のアの保育士試験受験申請書は、長野県教育委員会こども支援課、地方事務所厚生課及び東京事務所で配布します。なお、郵送により請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の角形2号の返信用封筒を同封し、こども支援課に申し込みください。

イ 提出書類は、返却しません。

## 7 試験手数料

試験手数料12,700円は、長野県収入証紙により（保育士試験受験申請書にはって、消印しないこと。）納付してください。

## 8 試験結果の通知

筆記試験の結果は、平成17年9月20日（火）に郵送で本人あてに通知します。

実技試験の結果は、平成17年11月24日（木）に郵送で本人あてに通知します。

## 9 その他

この試験についての問い合わせは、長野県教育委員会こども支援課（電話番号：026-235-7098）にしてください。

こども支援課

## 公告

諏訪郡富士見町による東原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年4月25日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成17年4月26日から5月27日まで

## 3 縦覧の場所

諏訪郡富士見町役場

## 土地改良課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月25日

長野県上小地方事務所長 田中利明

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成17年度県営住宅修繕巡回車委託業務

## (2) 役務の特質

県営住宅団地の巡回による県営住宅の小破部分の修繕

## (3) 履行期間

平成17年6月10日から平成18年3月10日まで(83日間)

## (4) 履行場所

上小地方事務所管内(上田市及び東御市内を含む。)の県営住宅団地

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築工事業の許可を受けている者であること。

## (5) 上小地方事務所管内(上田市及び東御市内を含む。)に本社又は営業所等を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所建築課

電話番号 0268(25)7143(直通)

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年5月27日 午後1時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 共済クラブ 1階2号室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年5月20日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 住宅課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月25日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成17年度県営住宅修繕巡回車委託業務

## (2) 役務の特質

県営住宅団地の巡回による県営住宅の小破部分の修繕

## (3) 履行期間

平成17年6月1日から平成18年3月15日まで(141日間)

## (4) 履行場所

松本地方事務所管内(松本市及び塩尻市内を含む。)の県営住宅団地

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

住宅課

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築工事業の許可を受けている者であること。
- (5) 松本地方事務所管内（松本市及び塩尻市内を含む。）に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020  
長野県松本地方事務所建築課  
電話番号 0263 (40) 1934 (直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年5月25日 午前10時  
イ 場所 長野県松本合同庁舎 202号会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年5月18日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月25日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
平成17年度県営住宅修繕巡回車委託業務
- (2) 役務の特質  
県営住宅団地の巡回による県営住宅の小破部分の修繕
- (3) 履行期間  
平成17年6月1日から平成18年3月31日まで（172日間）
- (4) 履行場所  
長野地方事務所管内（長野市、須坂市及び千曲市内を含む。）の県営住宅団地
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築工事業の許可を受けている者であること。
- (5) 長野地方事務所管内（長野市、須坂市及び千曲市内を含む。）に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1  
長野県長野地方事務所建築課  
電話番号 026 (234) 9530 (直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成17年5月30日 午前10時  
イ 場所 長野県長野合同庁舎 301号会議室
- (3) 郵送による入札の可否